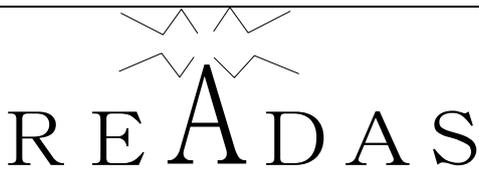


第 5721 号	 リーダースクラブ	1994年1月6日創刊・毎日発行
		リーダースクラブFAXニュース
		(2017年)平成29年 5月30日 火曜日

発行所 三輪厚二税理士事務所 / 相続税申告相談センター（編集・発行：税理士 三輪厚二）
 大阪市中央区備後町 2-4-6 TEL：06-6209-7191 WEB：<http://www.souzokuzouyo.com>

生前贈与と生命保険のハイブリッド活用プラン

Q：生命保険を使って贈与をするというと聞きました。どのようにするのがいいのですか？

A：次のようにします。

【解説】

最近、生前贈与を積極的に活用して、相続税の節税をしようとする人が増えています。

贈与税の非課税枠110万円を活用しようというものです。

年間110万円を10年間贈与すれば1,100万円もの財産を無税で渡すことができますし、しかも、被相続人の相続税も減らすことができるということで、結構、多くの人実践されているようです。

でもここで、贈与でもらったお金をただ、銀行に預けておくのではなく、次のような生命保険に加入しますと、もっとメリットが出てくる場合があります。

契約者・死亡保険金受取人＝相続人

被保険者＝被相続人

こうしますと、相続人が受け取る死亡保険金は、相続税の対象にならず、保険金受取人の所得税の対象になるのですが、この場合には一時所得となって、受取人の所得にもよりますが、一般的には、相続税の税率より低くなるケースが多く、節税にもなり、かつ、相続人の納税資金としても使えるということでダブルのメリットを享受することができます。

